

第4章 環境の分野別の取組

望ましい環境像の実現を目指し、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境及び環境保全活動といった各分野にわたり総合的に取り組んでいくため、基本方針を踏まえて分野別の施策と各主体による取組の方向を示します。

● 施策の体系

施策の方向	施策の柱	施策項目
1 安全な生活 環境の確保	1-1 大気環境・水環境の 保全	・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	1-2 安全で快適な生活 環境の確保	・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境の 保全と再生	2-1 生物多様性の保全	・生物多様性の保全対策の推進
	2-2 里山の保全・再生	・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2-3 水辺の自然の再生	・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2-4 農地の保全・活用	・農業の活性化と農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市 環境の保全 と創造	3-1 うるおいとやすら ぎのあるまちづく り	・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3-2 環境共生型のまち づくり	・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進
4 地球環境保 全への貢献	4-1 地球温暖化防止に 向けた取組	・新エネルギーの導入促進 ・くらしや事業活動における環境への配慮の促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	4-2 循環型社会の実現 に向けた取組	・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業 者等による 環境保全活 動の促進	5-1 環境教育・環境学習 の推進	・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	5-2 市民等の取組や連 携に対する支援	・市民活動や企業の取組に対する支援

1 安全な生活環境の確保

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止し、安心して快適な生活環境を確保します。

めざす姿

- 工場や自動車などから排出される大気汚染物質が削減され、空気がきれいなまちになっています。
- 下水道や農業集落排水施設が整備されるとともに、合併処理浄化槽の設置が進み、川や海の水がきれいになっています。
- 騒音、振動、悪臭などがなくなり、快適なまちになっています。
- 土壌・地下水汚染対策の強化や、化学物質に関する情報提供などにより、安全な生活環境が確保されています。

1-1 大気環境・水環境の保全

■環境の現状と取組状況

<大気環境の保全>

- ・本市では大気汚染調査として、大気常時監視機器による測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。
- ・大気汚染に係る環境基準については、平成26年度に全地点で二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（長期的評価）が環境基準を達成しましたが、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）が非達成でした。
- ・平成26年度における湘南地域での光化学スモッグ注意報の発令回数は3回でした。
- ・PM2.5については、大気中の濃度が高くなると予想されるときには、神奈川県が高濃度予報を行っています。平成26年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。
- ・市では、継続的に摂取した場合に人の健康を損なう恐れのある、有害大気汚染物質の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

<水環境の保全>

- ・水質汚濁の主な原因としては、家庭からの生活系排水や畜産系排水等が考えられます。
- ・平成26年度の河川のBOD（生物化学的酸素要求量）は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の96%の地点で環境基準値を下回っていました（河川23地点、海域〔相模湾内〕1地点で測定）。
- ・地下水は、60%の地点で環境基準値に適合していました（25地点での測定）。
- ・公共下水道は、平成26年度末現在の市内での普及率は、下水道整備区域の人口比で97.4%となっています。
- ・工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、指導を実施しています。
- ・畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

■環境課題

- ・光化学スモッグの発生は窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり注意が必要です。
- ・PM2.5は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。
- ・生活系排水については、公共下水道や農業集落排水施設を整備するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。
- ・畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望まれ、排水

の水質測定による監視と併せて、引き続き水質の改善に努めていく必要があります。

- ・ 地下水については、監視測定を継続的に実施するとともに、地下水汚染が発見された地点について適切な浄化対策を実施し、地下水資源の保全を図っていく必要があります。

■施策の方向

施策 1 大気環境の保全対策の促進

① 事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進

- ・ 事業活動に伴う大気汚染防止に向け、法令に基づき工場・事業場に対する指導等を実施します。

② 自動車利用に伴う大気汚染防止対策の促進

- ・ 自動車利用に伴う大気汚染の防止に向け、道路沿いの大気汚染状況の監視測定を実施するとともに、エコドライブの呼びかけや低公害車の普及を図ります。

③ 大気汚染状況の監視測定等の実施

- ・ 引き続き汚染物質の監視測定を実施します。

施策 2 水環境の保全対策の促進

① 家庭からの生活排水の適正な処理の促進

- ・ 家庭からの生活排水及び事業活動に伴う排水の適正な処理を促進し、水質汚濁の低減を図ります。

② 事業活動に伴う排水の適正な処理の促進

- ・ 法令に基づく工場・事業場に対する指導等を実施します。

③ 水質汚濁状況の監視測定等の実施

- ・ 引き続き水質汚濁状況の監視測定を実施します。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

1-2 安全で快適な生活環境の確保

■環境の現状と取組状況

<化学物質の適正管理>

- ・ 本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促すため、化学物質の自主的な管理状況の報告を義務付けています。
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）による化学物質の排出量等の届出制度（PRTR）に関する情報をウェブサイトで公表しています。
- ・ 有害性の高いダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。平成26年度の大気調査では、神奈川県が平塚市博物館、本市が花水小学校と大野小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しています。

<土壌汚染・地下水汚染対策>

- ・ 本市では、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、汚染状況調査の実施、汚染が発覚した場合の浄化対策等に関する指導を行っています。

<騒音・振動対策>

- ・ 本市では、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。
- ・ 平成26年度は、自動車騒音常時監視測定を7区間で実施し、環境基準の達成率は、95.7～100%でした。自動車騒音・振動測定は、8路線9地点で実施し、騒音は2地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。
- ・ 新幹線騒音・振動測定は、6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準値に適合、振動は全地点で勧告指針値以下でした。
- ・ 本市では、工場・事業場の騒音・振動について、騒音・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。
- ・ 公害苦情には、屋外燃焼行為（野焼きや小型焼却炉の使用）に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や空調機の室外機等から発生する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。平成26年度の苦情件数は、平成25年度と比べ14件増加し、136件でした。

■環境課題

- ・ 化学物質については、人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）をできるだけ少なくするよう、適切な管理が必要となっています。
- ・ 自動車・新幹線騒音については、国・県などの道路管理者や新幹線事業者と連携を図り、市民・事業者の協力を得て効果的な施策を検討していく必要があります。

■施策の方向

施策1 化学物質対策の促進

① 化学物質に関する情報収集・提供

- ・ 化学物質の使用等に関する情報収集・提供を継続的に実施します。

② 化学物質対策の促進

- ・ 化学物質の適切な管理に向け、事業者を指導します。
- ・ 県と合同の環境汚染状況調査、県条例に基づく焼却炉に対する規制、野焼きに対する指導を実施していきます。

施策2 土壌汚染・地下水汚染への対応

① 土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進

- ・ 法令等に基づき、土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策を促進します。

② 地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認

- ・ 土壌汚染・地下水汚染の状況を把握するとともに、工場・事業場での汚染浄化対策の効果を確認するための調査を実施します。

施策3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

① 自動車や新幹線による騒音・振動への対応

- ・ 自動車や新幹線による騒音・振動について監視測定を実施するとともに、騒音の軽減に向けた取組を促進します。

② 工場・事業場に対する規制・指導の実施

- ・ 工場・事業場の騒音・振動についても、引き続き、立入調査及び指導を実施します。

③ 悪臭への対応

- ・ 臭気指数規制により、悪臭への対応の充実を図ります。

④ 地盤沈下の防止

- ・ 地盤沈下量の測定を実施するとともに、工場・事業場に対する地下水利用の規制・指導を実施します。

⑤ 大気汚染や騒音・振動・悪臭防止などに対応する土地利用の誘導

- ・ 総合計画や都市マスタープラン、総合交通計画、農業振興計画など、環境に配慮したの土地利用の誘導に関連する施策との連携を図ります。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

2 自然環境の保全と再生

西部丘陵地域に残された自然度の高い樹林を保全し、里山や水辺の自然を再生します。また、農業生産の場であるとともに身近なみどりでもあり、多様な生きもののすみかでもある農地を保全し、環境に配慮して農業を推進します。

めざす姿

- 高麗山周辺や土屋・吉沢地区に残された質の高い自然環境が守られています。
- 里山を保全・再生し、自然とふれあう場として活用しています。
- 水辺の自然を再生し、水に親しむ場として活用しています。
- 環境に配慮した農業を推進し、土とふれあう場として活用しています。

2-1 生物多様性の保全

■環境の現状と取組状況

- ・ 多様な生き物が集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活をしています。
- ・ 市では、生物多様性の保全に向け、自然環境のあるべき姿やとるべき対策など情報収集等を行っています。

■環境課題

- ・ 平塚市の特徴的な自然環境を有機的につないでいくことにより、生物の生息・生育空間の連続性や適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成していくことが期待されます。

■施策の方向

施策1 生物多様性の保全対策の推進

① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討

- ・ 野生生物の基礎的な調査を進めるとともに、保全すべき自然の姿を明確にし、地域の特性に応じた手法を検討していきます。

② 生物生息空間の保全対策の推進

- ・ 野生生物の生息空間となる環境を保全するとともに、都市環境と共生するまちづくりを目指します。

③ 野生生物への理解の促進

- ・ 自然についての展示、刊行物、講座、観察会などを通じ、生物多様性に対する理解や関心を高めます。

④ 鳥獣対策の推進

- ・ 人間と野生生物との共存を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理を推進します。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

2-2 里山の保全・再生

■環境の現状と取組状況

- ・本市では、平成16年度と17年度に調査した「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」に基づき、西部丘陵地域の自然を保全・再生していくため、土屋頭無地区の山林の一部を自然環境復元モデル地域と位置づけ、市民の理解と協力を得ながら重点的に整備復元を進めています。
- ・西部丘陵地域の自然環境を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。
- ・市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」や、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。

■環境課題

- ・吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されている一方で、人の手が入らなくなったことによる里山の荒廃や、開発が進んでいます。こうした地域の課題を周知しながら、地域住民や市民活動団体、企業、行政などの参加・協働のもとで保全・再生の取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 里山の保全・再生とふれあいの推進

① 里山保全モデル地区における活動の推進

- ・里山保全モデル地区において、引き続き市民との協働による保全活動を実施します。

② 市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進

- ・里山保全モデル地区での活動を踏まえ、里山保全・再生のための組織づくりを進めるとともに、市民を主体とした継続的な里山保全活動と里山体験を促進します。

③ 里山の自然とのふれあいの促進

- ・市民団体等との協働により、里山の自然環境を活用し、自然体験や自然のなかでの遊びなど、里山の自然とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

2-3 水辺の自然の再生

■環境の現状と取組状況

- ・ 平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されています。市では、河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。
- ・ 河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。
- ・ 相模川では、馬入・光と風の花づつみ（馬入花畑）において、「馬入花畑の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせているほか、事業所で組織された平塚地区環境対策協議会や地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。
- ・ 市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校」が運営されています。
- ・ 相模湾では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。

■環境課題

- ・ 相模川の河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。
- ・ 河川や海岸の美化活動・緑化活動を促進し、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組への参加を広げていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進

① 川や海の自然環境の保全と再生

- ・ 川や海などの水辺の自然環境を保全・再生します。

② 川や海とのふれあいの促進

- ・ 市民団体等との協働により、水辺の自然環境を活用し川や海とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

※素案の段階で記載する予定です。

2-4 農地の保全・活用

■環境の現状と取組状況

- ・ 平塚市では、県下一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。
- ・ 市は、市民農園や農業体験を通じ、市民と農業とのふれあいを促進するため、市民農園の整備を進めています。
- ・ 地場農産物に関する情報発信やイベントでの PR に努めるとともに、学校給食における地場農産物の活用を推進しています。
- ・ 県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努める耕畜連携事業を実施しています。
- ・ 家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

■環境課題

- ・ 農地は食糧供給の場だけでなく、保水機能や景観形成など様々な機能を持っています。農業の活性化を図り、農地が併せ持つこれらの多様な機能の充実につなげていくことが求められます。
- ・ 農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等、環境にやさしい農業を進めることが必要です。また、地産池消、農業体験など、地元農産物や地元農業に対する関心を高めていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 農業の活性化と農業とのふれあいの推進

① 農業活性化の推進

- ・ 農業生産環境の充実を図るとともに、担い手の育成・支援を推進します。
- ・ 農地の貸し借りの促進等により、農地の有効活用を図ります。

② 農とのふれあいの促進

- ・ 農業に対する理解を深めるため、農業体験学習やひらつか花アグリ各施設と連携し、市民と農業との様々なふれあいの機会を創出します。

③ 地産地消の推進

- ・ 地産地消を通じ、農業に対する関心を高めます。

施策2 環境に配慮した農業の推進

① 環境保全型農業の促進

- ・ 環境保全型農業を促進するため、農業者や生産組織に対する情報提供や、市民に対する積極的なPRを行います。

② 家畜排せつ物の適正処理と活用の促進

- ・ 家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、畜産農家における家畜排せつ物処理施設等の整備と適正な維持管理を促進します。

③ 自然環境に配慮した農業基盤の整備

- ・ 農業基盤の整備についても、自然環境に配慮した整備を推進します。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

3 快適な都市環境の保全と創造

環境に配慮した交通ネットワークや清潔でうるおいのあるまちづくりを進め、まちの生活の質を高めます。

めざす姿

- みどりのネットワークが広がり、うるおいとやすらぎのあるまちになっています。
- 地域の貴重なみどりや歴史的資源などと調和した魅力ある景観を持つまちになっています。
- ポイ捨てや不法投棄がなくなり、清潔できれいなまちになっています。
- 環境負荷の少ない交通ネットワークが構築され、環境共生型の都市基盤整備が進んでいます。

3-1 うるおいとやすらぎのあるまちづくり

■環境の現状と取組状況

<緑の保全、緑化の推進>

- ・本市の都市公園の面積は、平成26年度末現在139.22ha、市民1人当たりになると約5.40㎡となっており、徐々に増加しています。
- ・本市では、「平塚市緑の基本計画（第2次）」に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。
- ・身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定と平塚市保全樹木等奨励交付金制度による維持管理費に対する助成を実施しています。また、生垣の設置を促進するため、平塚市いけがき設置奨励補助金制度による助成を実施しています。
- ・緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催しています。みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対して花苗等の配布や助成制度等による活動支援、「平塚市緑化モデル団体連絡協議会」の設置による組織間の交流と連携を促進しています。
- ・事業所等における緑化については、平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

<清掃美化>

- ・本市では、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づき美化推進モデル地区を指定しています。美化推進モデル地区では、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容に沿ったさまざまな支援を行っています。
- ・美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や各種団体の協力を得てキャンペーン実施しています。

<景観の保全>

- ・本市では、平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」及び、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成20年12月に制定しています。また、本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成24年12月に平塚市屋外広告物条例を制定しています。
- ・まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。
- ・平成20年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行し、建物の建築、道路や園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

■環境課題

- ・ みどりはわたしたちの生活にうるおいと安らぎを与えるだけでなく、空気の浄化や生態系の保全、防災など、さまざまな機能を持っています。一方で、都市開発の進展などにより市内のみどりが減少傾向にあり、かつ市民の身近な環境の変化に対する実感として現れつつあるようです。みどりの多様な機能の発揮に配慮しつつ、社寺林や公園などのまとまったみどりを核として、街路樹や屋上緑化、民有地の生垣などをつないだみどりのネットワークづくりを進める必要があります。
- ・ 本市は、「平塚八景」をはじめとする、水とみどりに彩られた豊かな自然景観や旧東海道の宿場町の面影を残す落ち着いた街並みなどの特色ある景観に恵まれています。これらの景観資源は、観光の振興や歴史・文化の継承、うるおいのある景観づくりなどの視点から、保全と活用に取り組む必要があります。

■施策の方向

施策1 みどりのネットワークの形成

① 拠点となるみどりの確保

- ・ まとまったみどりの確保に向け、検討段階から地域の意見を生かして、身近な公園づくりを進めます。

② みどりのつながりの確保

- ・ 市民との協働により、拠点となるみどりを街路樹や生垣等につなぐ「みどりのネットワーク」を形成します。

③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

- ・ 市民や事業所における緑化活動をより一層促進し、行政も含めて3者が一体となったみどりの保全と創造を推進します。

施策2 さわやかで清潔なまちづくりの推進

① さわやかで清潔なまちづくりの推進

- ・ さわやかで清潔なまちづくり条例に基づいて指定した美化推進モデル地区や市民・事業者の主体的な活動を支援するとともに、さわやかで清潔なまちづくりに向けた啓発活動に努めていきます。
- ・ 地域における美化活動を促進するため、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃やポイ捨て防止キャンペーン等を通じ、清潔なまちづくりに向けた取組を行います。

施策3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

① 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

- ・ 景観計画及び景観条例等に基づいた平塚らしい良好な景観づくりを推進します。

② 平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用

- ・ 市民に対し、まちづくりに関する情報提供やアドバイスを行い、市民が中心となった地域の景観づくりを促進します。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

3-2 環境共生型のまちづくり

■環境の現状と取組状況

- ・ 東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、相模川を挟む本市と寒川町の東西両地区において、環境への負荷の低減等に配慮した環境共生モデル都市として、ツインシティの整備を進めています。
- ・ 交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、道路網、鉄道網、バス網、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境に配慮した交通施設の整備など、総合的な交通計画の検討を行っています。
- ・ また、自転車の利用しやすい街づくりを進めるため、自転車レーンや矢羽根などの自転車通行帯の整備、自転車等駐車場の整備を推進しています。
- ・ ヒートアイランド現象による気温上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。

■環境課題

- ・ 人の移動や物の輸送が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省エネ省資源型に転換されるとともに、市民が過度に自動車に依存しないライフスタイルを浸透していくことが重要です。
- ・ 緑や水面には、緑陰による太陽熱の防御、水の蒸発散による冷却、風の通り道の確保といった働きがあることから、市街地の熱によるヒートアイランド現象の抑制としてとらえていくことが必要です。
- ・ 引き続き、地域住民を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討を行っていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 環境共生モデル都市の形成

① ツインシティの実現に向けた取組の推進

- ・ 地域住民を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討を行います。
- ・ 新幹線新駅を中心とした交通網の整備について、県に要請します。
- ・ 平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合において進められている、土地区画整理事業を促進します。

施策2 交通の円滑化の推進

① 交通による環境負荷の低減

- ・ 公共交通機関の活用、徒歩や自転車利用への支援、渋滞対策、新たな交通マネジメントや交通システム整備を推進し、交通の低炭素化に取り組みます。

②公共交通や自転車のより使いやすいまちづくり

- ・ 自家用自動車に過度に依存しない交通行動への誘導を図るため、公共交通関係機関との協議を通じ、引き続き利用者の利便性向上を促進します。
- ・ 自転車利用者の利便性を高めるため、駐輪場の整備を進めます。

③交通の分散と円滑化

- ・ 道路の整備や交差点の改良等により、交通の分散と円滑化を推進します。

施策3 ヒートアイランド対策の推進

① ヒートアイランド対策の推進

- ・ 省エネが進むよう、緑と水を活用した熱対策に取り組みます。
- ・ 民有地におけるみどりの創出を促進するための新たな助成制度を検討するとともに、熱をためない都市基盤の整備について調査・検討を行います。
- ・ エネルギーの利用による人工排熱を抑制するため、家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

4 地球環境保全への貢献

地球温暖化防止のため、省エネや新エネルギーの導入の推進などにより、日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を削減するとともに、循環型社会の実現に向けて、「3R」の取組などを推進します。

めざす姿

- 環境に配慮した日常生活や事業活動が定着し、二酸化炭素排出量の削減が進んでいます。（市域における二酸化炭素排出量を2026年度までに2013年度比で〇%削減）
- 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理が進み、循環型社会が実現されています。
- 環境保全のための広域的な取組が進んでいます。

4-1 地球温暖化防止に向けた取組

■環境の現状と取組状況

- ・平成25年度の二酸化炭素総排出量は186万2千トンで、平成2年度と比較して約7万4千トン削減されましたが、平成24年度と比較し8.7千トン増加しています。これは、平成23年度以降の原子力に代わる火力発電量が依然として高いことや、景気回復の兆候が見られるためと考えられます。部門別の二酸化炭素排出状況については、平成2年度と比較して産業部門が減少した一方、民生家庭、民生業務、運輸、廃棄物の4部門が増加しています。
- ・本市では、平成19年に策定した「平塚市地球温暖化対策地域推進計画」と、平成20年に策定した「平塚市地球温暖化対策実行計画」を併せ、平成24年2月に中長期的な視点に立った新たな「平塚市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。
- ・温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO2CO2（コツコツ）プラン」への参加の呼びかけや、太陽光発電システムを利用した環境教室等を開催し、新エネルギーの重要性について学ぶ機会を提供しています。また、一般家庭に対する太陽光発電システム設置費の助成など ECOS（エコス）補助金制度によって環境に配慮したくらしの普及を図りました。
- ・また、環境に配慮した事業活動を促進するため、環境共生型企业懇話会の開催や、事業者の太陽光発電システム・省エネ機器等の導入に対する支援など、企業による環境への取組を支援しています。

■環境課題

- ・市民一人ひとりの日常的な活動と、事業所のオフィス活動が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省資源・省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルに転換し、浸透・定着を図っていくことが重要です。
- ・エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を一層進めることが必要です。
- ・コージェネレーション、ヒートポンプなどの高効率給湯器や高効率空調機、石油・石炭に比べて二酸化炭素の排出の少ないエネルギー源である天然ガスへの利用転換など、エネルギーの利用効率を高める技術の導入・普及を促進していくことが必要です。

■施策の方向

施策 1 再生可能エネルギーの導入促進

① 公共施設における再生可能エネルギーの導入検討

- ・ 公共施設において、太陽光発電システム等の新エネルギーの導入に向けた検討を進めます。

② 一般家庭や事業者への再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 一般住宅及び事業所における太陽光発電等の導入を促進します。
- ・ 二酸化炭素の排出を削減できる技術・設備について、継続的な情報収集を行うとともに、導入を支援します。
- ・ 廃棄物や排水の処理からは、焼却熱や排水が持つ熱、汚泥や有機ごみなどを原料としたバイオ燃料などが得られます。このため、民間に向けた導入支援や情報提供を推進し、廃棄物・排水からのエネルギーの利用促進に取り組みます。

施策 2 暮らしや事業活動における環境への配慮の促進

① 環境に配慮したくらしの普及

- ・ 環境に配慮したくらしの浸透・定着を図るため、家庭向けに情報発信や実践への支援を推進し、エコライフ等の普及に取り組みます。
- ・ 環境に配慮したくらしを広げていくため、「ひらつか CO2 CO2 プラン」への取組の呼びかけや、日常生活における環境配慮に関する情報提供を行います。

② 環境に配慮した事業活動の普及

- ・ 環境に配慮した事業活動の浸透・定着を図るため、企業の取組に対する支援や情報提供を行います。

③省エネ家電、環境配慮製品の“賢い選択”についての啓発

- ・ 「COOL CHOICE」とは、温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択”を促す運動です（環境省が主導）。
- ・ 市内の事業者や町会・自治会、地域の環境保全団体などと連携・協力し、「COOL CHOICE」について、情報の提供・発信や広報、イベントなど、さまざまな手法により市民等への普及啓発を行います。

④エネルギーマネジメントの推進

- ・ 住宅・建築物の省エネや CO2 削減を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、空調や照明等の機器の最適制御を行うエネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS）についての普及啓発を行います。
- ・ また、家庭での省エネや CO2 削減に係る消費選択を手助けする情報として、電力の小売り自由化、電気使用量を計測・見える化するスマートメータや蓄電池など、関連する技術・サービスの使用方法や効果などの情報提供を行っていきます。

⑤ 住宅・建築物の省エネ性能向上

- ・ 既存の住宅等では、断熱性や気密性の向上を高断熱の建材等を利用するリフォーム、省エネ改修の支援を行います。
- ・ 住宅・建築物の新築・更新の機会においては、建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度、住宅性能表示制度についての普及啓発を行います。
- ・ また、より高い性能の住宅・建築物の建築を促進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）などについての情報提供を行い、普及促進をしていきます。

⑥ 低公害自動車の普及促進

- ・ 自動車からの CO2 排出量の削減を進めていくために、ハイブリッド自動車（HV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）などの普及促進を行います。また、低公害自動車を実際に見たり触れたりできる機会を提供するほか、導入・利用に対する支援策の検討を行います。

施策3 市の事業活動における環境への配慮

① 市の事業活動における環境への配慮

- ・ 温対法に基づき、市は事務事業の実施に関し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として策定し、PDCA サイクルに基づく実効的・継続的な温室効果ガス排出削減に努めることが求められています。市は、事業者や市民等の模範となるよう自ら率先して取組を行います。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

4-2 循環型社会の実現に向けた取組

■環境の現状と取組状況

- ・平成 16 年 4 月に平塚市リサイクルプラザ（愛称くるりん）を開設し、市内で発生する缶類、びん類、ペットボトルに加え、新たに「プラクル（プラスチック製容器包装）」の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。
- ・また、一市二町（平塚市、大磯町、二宮町）の広域化ごみ処理施設であり新環境事業センターが平成 25 年 10 月から本格的に稼働しました。環境に配慮したより効率的なごみ処理が可能となるとともに、ごみ焼却熱によって生み出された電力を有効利用するなど、循環型社会の実現に貢献しています。
- ・本市では、不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。
- ・食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本国内で発生している食品ロスは、600 万トンを上回っており、これは、国内の食用の魚介類の量に匹敵する数量で、世界全体の食料援助量の約 2 倍とも言われています。家庭における一人当たりの食品ロスは、1 年間で 24.6kg と試算されています。これは、茶碗 164 杯分のごはんに相当します。

■環境課題

- ・環境への負荷を低減した循環型社会への転換を図るため、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出した場合は資源として最大限活用し、活用できない場合は廃棄物として適正に処理を行うことが必要となっています。
- ・廃棄物の適正な処理を促進し、地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止に取り組むことが必要です。
- ・消費者が食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善することが重要であり、市民、事業者及び行政等の各主体が連携して取り組んでいくことが求められています。

■施策の方向

施策1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

① 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

- ・ ごみの焼却処理から排出される二酸化炭素を減らすとともに、大量消費型の社会を循環型社会に転換していくため、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rを推進し、ごみの焼却処理の減量化に取り組みます。
- ・ 容器包装廃棄物の削減やまだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減を進めます。

② 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 廃棄物を適正に処理するため、大磯町・二宮町と連携した広域的なごみ処理の適正運用を進めます。

施策2 不法投棄防止対策の推進

① 不法投棄防止対策の推進

- ・ 不法投棄をしない、させない地域環境づくりに向け、継続的なパトロールの実施や看板設置、啓発事業を実施します。
- ・ 新たな不法投棄を招かぬよう、不法投棄物を早期に回収します。
- ・ 不法投棄者の追跡調査を強化します。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

5 市民・事業者等による環境保全活動の促進

環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の活動を促進するため、情報提供や環境教育の実施などによる支援を行います。

めざす姿

- 「環境市民」のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されています。
- 充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっています。
- 地域での環境保全活動や環境教育が活発に行われています。

5-1 環境教育・環境学習の推進

■環境の現状と取組状況

<学校等での環境教育>

- ・ 「わかば環境 ISO」（学校版環境 ISO 制度）に沿って、すべての市立幼稚園・小中学校と、5園の私立幼稚園で、学校ぐるみで特色ある環境教育を進めています。
- ・ 小学校4年生を対象に、訪問学級として身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級」を毎年実施しています。また、学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成19年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。

<地域での環境保全活動>

- ・ 市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、市による連携した活動が展開されています。
- ・ 環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等が行われています。

<環境学習の機会>

- ・ 子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催するほか、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室（びわっ子クラブ）」や「生き物観察会」、「野鳥観察会」、「綿の糸つむぎ体験」などが開催されています。
- ・ 学校や地域を対象に、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。

■環境課題

- ・ 環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民を増やし、取組を広げていくことが必要です。
- ・ 次世代を担う子どもたちが、身近なことから環境問題について関心を持ち、環境保全のために行動できるよう、幼稚園や小中学校等における一貫した環境教育が必要となっています。

■施策の方向

施策1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

① 幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進

- ・ 総合的な環境学習の仕組みである「わかば環境 ISO」を活用し、幼稚園・保育園や小中学校で特色ある取組がより充実していけるよう支援します。

② 学校などでの環境学習の支援

- ・ 環境をテーマにした訪問学級や環境学習情報の充実を図るなど、環境学習の機会が増えるよう支援します。

施策2 地域における環境教育・環境学習の充実

① 子どもを対象とした環境教室等の開催

- ・ 子どもを対象とした環境教室等の充実を図るとともに、子どもの自主的な環境活動を促進します。

② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進

- ・ 子どもから大人まで幅広い年齢層の人が環境について理解を深められるよう、青少年育成事業や生涯学習関連事業と連携し、さまざまな場面で環境について考える機会を提供していくとともに、市民活動団体等と連携した講座やイベントを開催します。
- ・ 市民や事業者が、地球温暖化、気候変動などに対する知識や理解を深め、適切な対策、行動を実施していけるよう、情報発信や学習機会の提供、学びや実践を広げる活動への支援を推進し、地球温暖化に関する環境学習の普及に取り組みます。

③ 人材育成

- ・ 環境教育・環境学習を实践できる人材の拡大を図るため、市内の環境保全団体や大学等との連携を図るほか、若い世代を含めて人材を発掘・育成をしていきます。
- ・ 環境分野の専門知識やノウハウを備えた指導者や、教員等の補助及び外部指導者との調整を行う調整役（コーディネーター）などの人材の育成と活躍促進を図ります。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

5-2 市民等の取組や連携に対する支援

■環境の現状と取組状況

- ・ 「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。
- ・ 市では、市民活動の活性化を目的として、市民活動団体の公益的な活動・事業に対して助成を行う「ひらつか市民活動ファンド」を設置しています。
- ・ 緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やちらしの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。
- ・ 環境にやさしい企業活動の推進を目的とする企業が集まり、環境共生型企业懇話会が開催されています。

■環境課題

- ・ 日常生活や事業活動における環境配慮の取組を広げていくために、具体的な行動を示したり、ライフスタイルの変革に向けた情報の提供や提案をしたりすることが必要です。
- ・ 多様な活動主体同士の連携・交流を促進し、地域の課題解決につながる環境保全活動を進めるための協働による取組を進めることが必要です。

■施策の方向

施策 1 市民活動や企業の取組に対する支援

① 市民の環境保全活動に対する支援

- ・ 市民活動の活性化を図るため、財政面・活動面での支援を行います。特に環境関係の市民活動団体については、地域の環境保全活動を担う存在として、それぞれの活動内容に応じた支援を行います。

② 環境にやさしい企業づくりの支援

- ・ 企業の環境に配慮した事業活動を促進するため、環境配慮に向けた取組の支援を行います。

③ 環境保全団体のネットワークづくりの促進

- ・ 環境保全に向けた情報交換・意見交換や、活動状況の発信の場である「ひらつか環境ファンクラブ」の活動を促進します。

■市民・事業者等による取組 ※素案の段階で記載する予定です。

参考資料

1 環境に関するアンケート結果

(1) 実施概要

本アンケートは、市民や事業者、団体における「環境への取組」や「今後の市の環境施策に期待すること」などを把握し、平塚市環境基本計画の改定に反映していくための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

● 環境に関するアンケートの実施概要

	市民	事業者	団体
調査対象	18歳以上の市内居住者	市内事業所	環境ファンクラブ登録団体及び市民活動センター掲載団体
抽出法	住民基本台帳による層化無作為抽出法	市民法人税関連データを基に業種の分布を考慮し抽出	環境ファンクラブ登録団体及び市民活動センター掲載団体から抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収
調査期間	平成27年12月25日～平成28年1月20日	平成27年12月25日～平成28年1月20日	平成27年12月25日～平成28年1月20日
配布数	2,500件	200件	30件
回収数	899件	92件	19件
回収率	36.0%	46.0%	63.3%

(2) アンケート結果

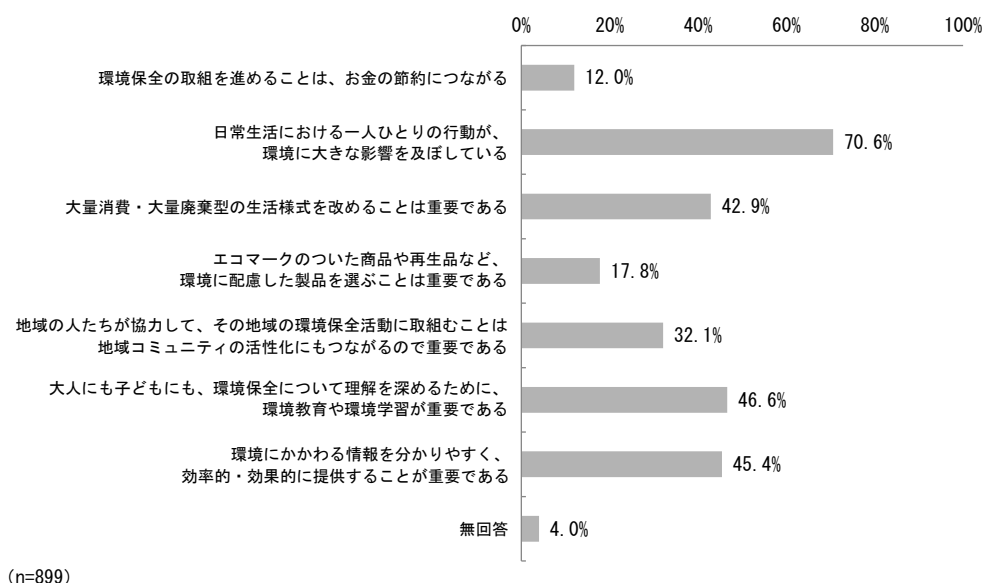
① 環境に対する考え

市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識し、環境教育・環境学習や情報提供の重要性を感じています。

環境保全の取組を自分事としてとらえ、行動変革に向けてそれぞれが主体的に取り組むことが必要と考えている人・事業者が多いことがうかがわれます。

- ・ 「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」が市民70.6%と最も回答率が高かった。
- ・ 市民は、「大人にも子どもにも、環境保全について理解を深めるために、環境教育や環境学習が重要である」(46.6%)、「環境にかかわる情報を分かりやすく、効率的・効果的に提供することが重要である」(45.4%)といった環境教育・環境学習や情報提供についての回答率が比較的高かった。
- ・ 環境保全活動を進めていくうえで重要となる環境教育・環境学習について聞いたところ、学校での環境教育・環境学習をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びなどの回答が多かった。

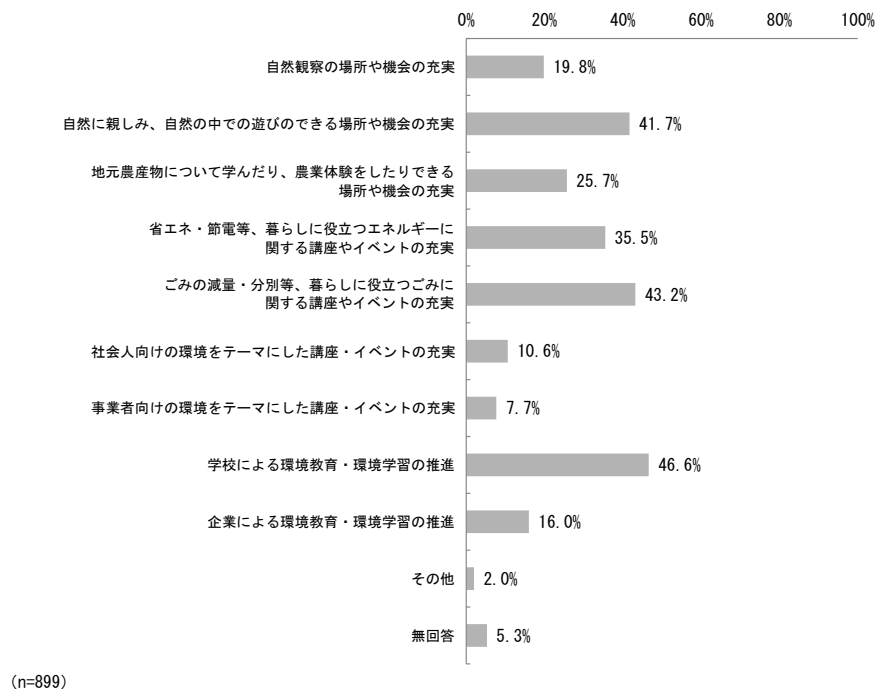
●環境に対する考え（3つまで選択）【市民アンケート】



また、環境教育・環境学習としては、学校での環境教育をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びを重視しています。

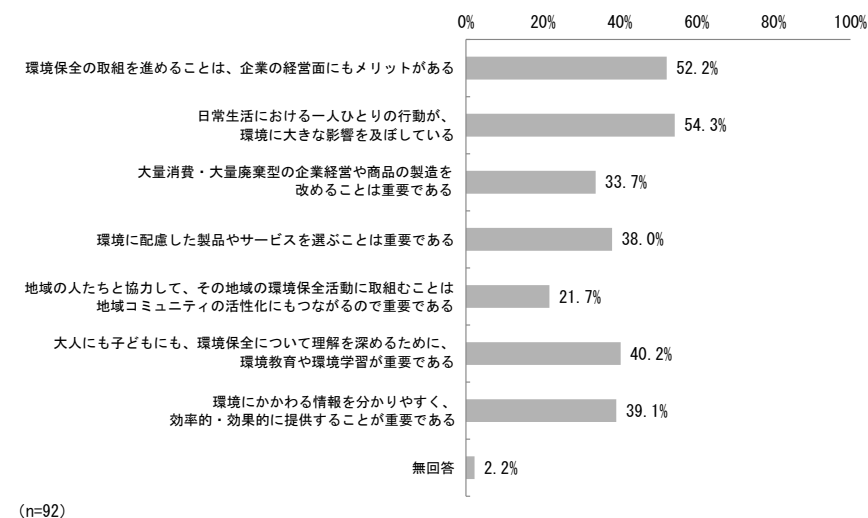
- 環境保全活動を進めていくうえで重要となる環境教育・環境学習について聞いたところ、学校での環境教育・環境学習をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びなどの回答が多かった。

●環境保全活動を進めていくうえで重要となる環境教育・環境学習（3つまで選択）【市民アンケート】



- 事業者は、「環境保全の取組を進めることは、企業の経営面にもメリットがある」(52.2%) についての回答率が5割を超えた。

●環境に対する考え（3つまで選択）【事業所アンケート】



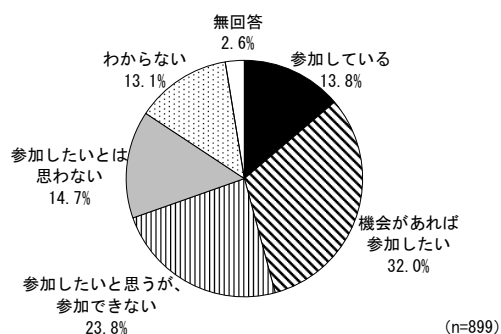
② 地域での環境保全活動への参加

市民の14%は、地域での環境保全活動に参加しており、参加したいという人を合わせると、全体の7割に上ります。清掃・美化活動や河川・海岸の保全活動、自然保護活動、緑化活動など、さまざまな活動に対し、参加の意向があります。

環境保全活動を行っている団体は、他の団体や個人と連携している団体が8割を超え、今後も連携の相手を広げながら、活動を拡大していきたいと考えています。

- ・ 「参加している」と回答した市民は13.8%であった。これに、「機会があれば参加したい」(32.0%)と「参加したいと思うが、参加できない」(23.8%)を含めると、全体の7割の人が地域での環境保全活動への参加意向がある。
- ・ また、「参加している」と回答した人のうち、84.7%の人が「地域や自宅周辺の清掃・美化活動」に参加したと回答している。
- ・ 一方、「機会があれば参加したい」「参加したいと思うが、参加できない」と回答した人については、「地域や自宅周辺の清掃・美化活動」(49.0%)をはじめ、「河川や海岸の保全活動」(37.8%)や「自然や生物の保護活動」(29.9%)、「地域の緑化活動」(28.7%)など、各分野の活動に参加したいと回答があった。

● 地域での環境保全活動への参加意向【市民アンケート】



- ・ 環境保全活動を行っている団体に、他の団体や個人と連携して環境保全活動を行っているか聞いたところ、「行っている」と回答した団体は82.4%であった。
- ・ 「行っている」と回答した団体に連携先を聞いたところ、「市」(78.6%)や「NPO・任意団体」(57.1%)、「学校」(50.0%)の回答率が比較的高かった。
- ・ また、現在連携して行っている環境保全活動を、「今後も実施したい」または「拡充したい」と考えているか聞いたところ、「今後、実施や拡充を行いたい」と回答した団体は100%であった。
- ・ 全ての団体に、今後、新たに他の団体・個人と連携して環境保全活動を行ったり、環境保全に関する情報を得たいと考えているか(既に他の団体・個人と連携して実施して環境保全活動を行っている団体には、新たに別の団体や個人と連携をしていきたいと考えているか)聞いたところ、「行いたい」と回答した団体は78.9%であった。
- ・ 「行いたい」と回答した団体に連携先を聞いたところ、「市」(66.7%)や「町内会などの地縁組織」(60.0%)、「学校」(46.7%)、「有識者・専門家」(46.7%)が挙げられた。

③ 家庭・事業所での環境配慮行動

家庭では、日常生活の中でのマナー・社会ルールのような行動が定着していますが、もう一歩取り組むことのできる行動や、地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動への実施の意向がうかがわれました。

事業所では、事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動が定着しています。新エネルギー利用やクリーンエネルギー自動車といった設備・機器の導入や、地域の環境保全活動への参加に対する実施意向がうかがわれました。

<実施している行動>

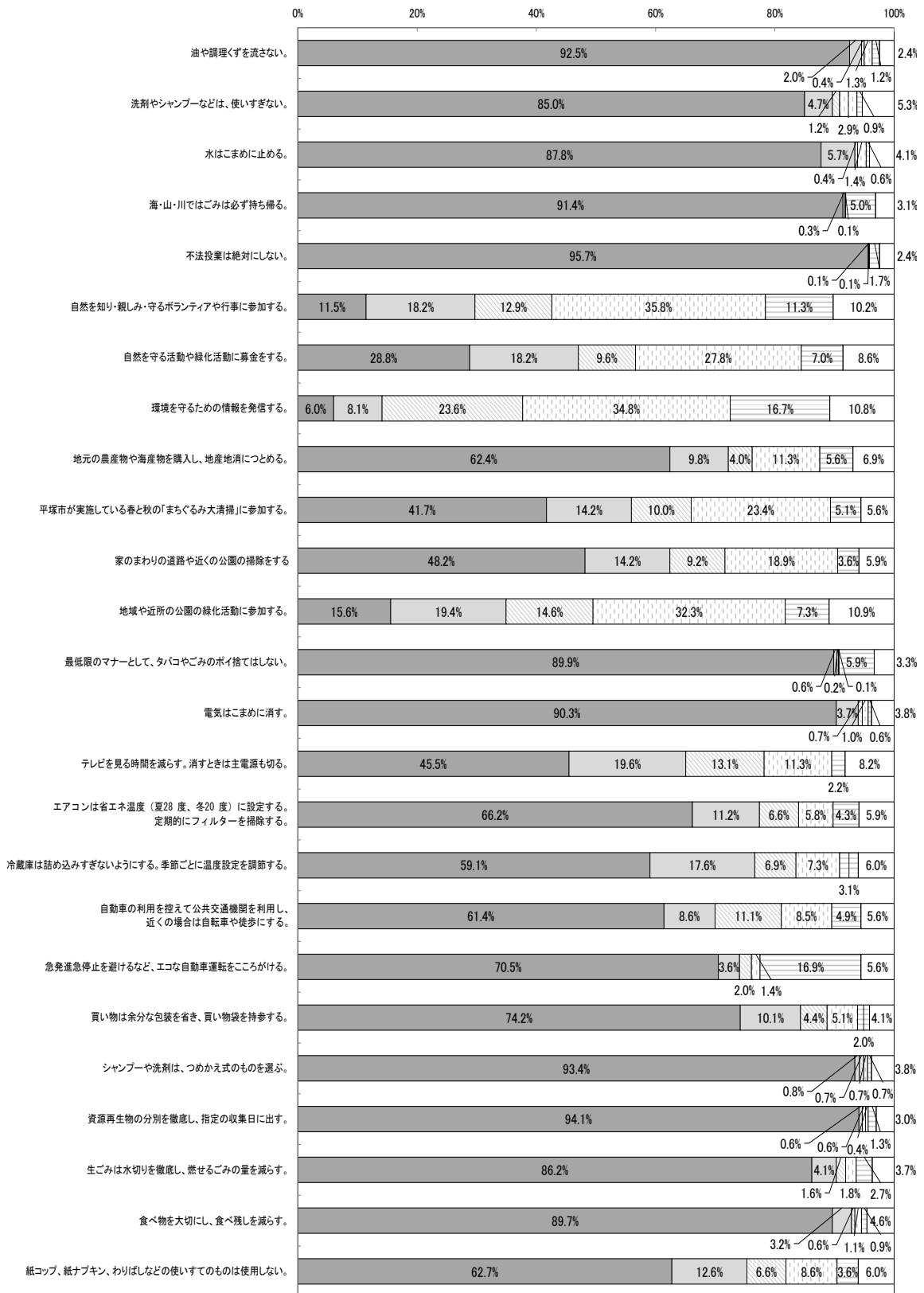
- ・ 家庭では、「不法投棄は絶対にしない」「資源再生物の分別を徹底し、指定の収集日に出す」「シャンプーや洗剤は、つめかえ式のものを選ぶ」「油や調理くずを流さない」「海・山・川ではごみは必ず持ち帰る」など、日常生活でのマナーのような行動については、回答率が9割を超えた。
- ・ 事業所では、「紙の両面使用や再生紙の利用に努める」「分別回収ボックスの設置などにより、ごみの分別を徹底する」など、いずれも事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動の回答率が9割を超えた。

<今後の実施意向>

- ・ 家庭では、「テレビを見る時間を減らす。消すときは主電源も切る」(19.6%)といった日常生活の中でもう一歩取り組むことのできる行動のほか、「地域や近所の公園の緑化活動に参加する」(19.4%)や「自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加する」(18.2%)、「自然を守る活動や緑化活動に募金をする」(18.2%)といった地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動であった。
- ・ 事業所では、「太陽光発電などの新エネルギーの導入を進める」(19.6%)「クリーンエネルギー自動車の導入や利用を積極的に進める」(16.3%)といった設備・機器の導入のほか、「地域で実施している美化活動に積極的に参加する」(15.2%)といった地域の環境保全活動への参加が挙げられた。

● 家庭での環境配慮行動の実施状況・実施意向【市民アンケート】

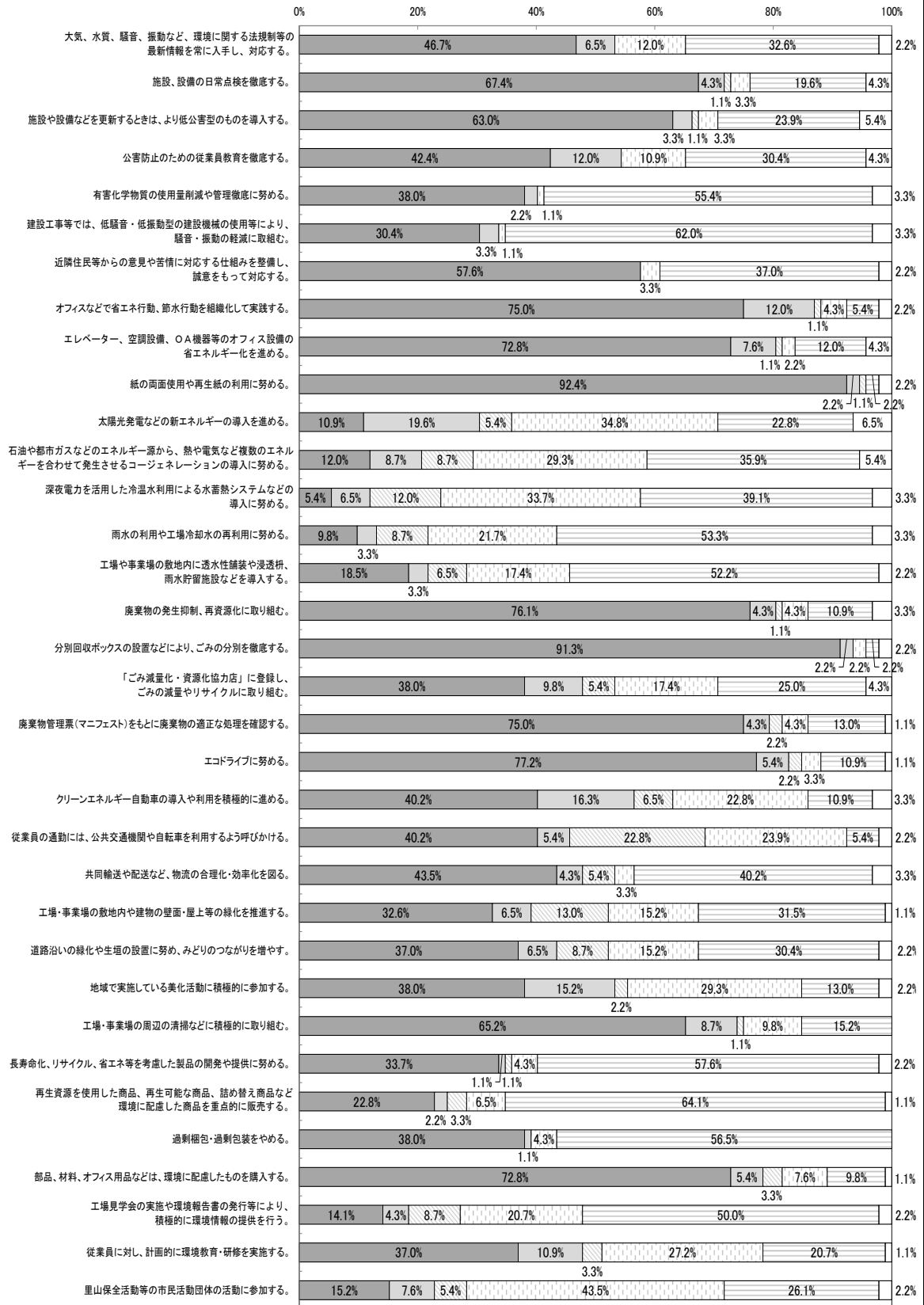
■実施している □今後実施したい □今後も実施しない
 □わからない □該当しない □無回答



(n=899)

● 事業所での環境配慮行動の実施状況・実施意向【事業所アンケート】

■実施している □今後実施したい □今後も実施しない
□わからない □該当しない □無回答



(n=92)

④ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備・機器の導入

半数以上の家庭で照明やエアコン、冷蔵・冷凍庫など省エネ型の家電製品の導入が進んでいます。事業所では、高効率照明や省エネ型冷蔵・冷凍機、高効率空調機の導入が進んでいます。今後は、家電製品やクリーンエネルギー自動車、LED照明の導入普及が見込まれます。

<導入している設備・機器>

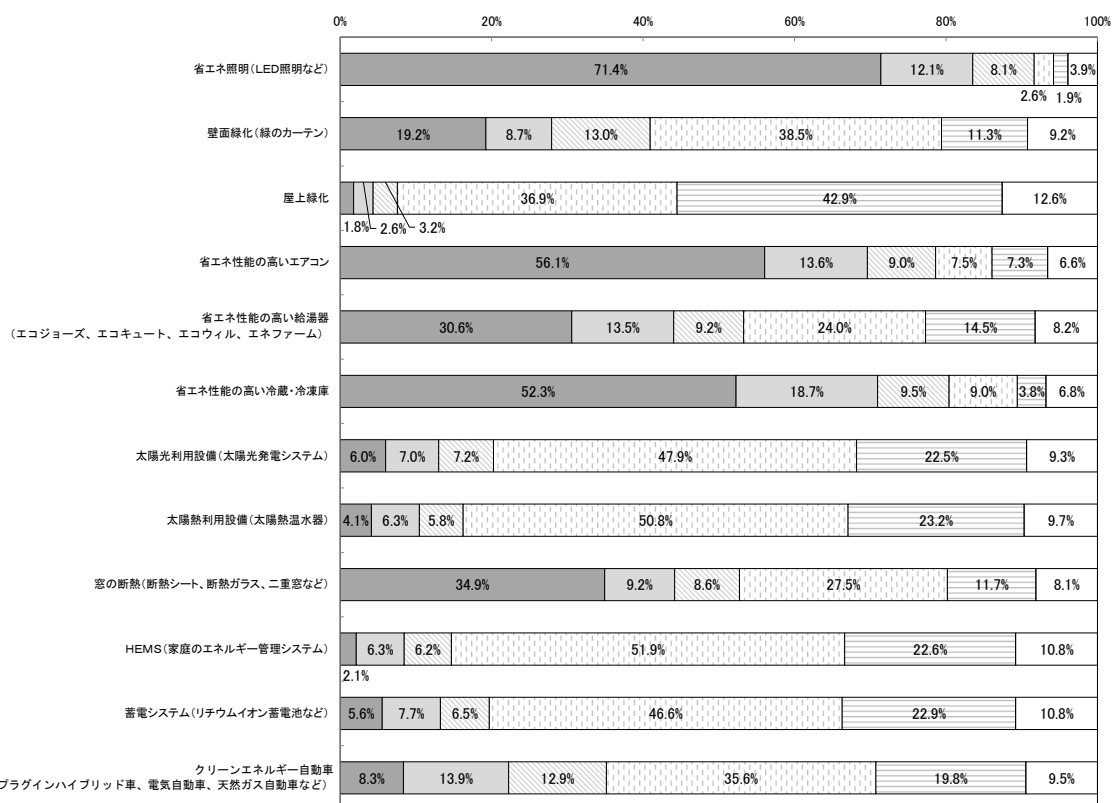
- ・ 市民では、「省エネ照明（LED照明など）」（71.4%）や「省エネ性能の高いエアコン」（56.1%）、「省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」（52.3%）などが挙げられた。買い替えに合わせて省エネ型のものを選ぶ機会が多いことがうかがわれる。
- ・ 事業者では、「高効率照明（LED照明）」（52.2%）や「省エネ型冷蔵・冷凍機」（33.7%）、「高効率空調機」（33.7%）が挙げられた。

<今後の導入意向の高い設備・機器>

- ・ 市民では、「省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」（18.7%）や「クリーンエネルギー自動車」（13.9%）、「省エネ性能の高いエアコン」（13.6%）が挙げられた。
- ・ 事業者では、「高効率照明（LED照明）」（19.6%）や「ノンフロン空調、冷蔵・冷凍庫」（18.5%）、「ハイブリット自動車、クリーンエネルギー自動車、電気自動車等」（14.1%）が挙げられた。

●家庭での省エネ・CO₂削減に役立つ機器・設備の導入状況・導入意向【市民アンケート】

- 導入している 今後導入したい 検討中
 今後も導入予定はない 該当しない 無回答



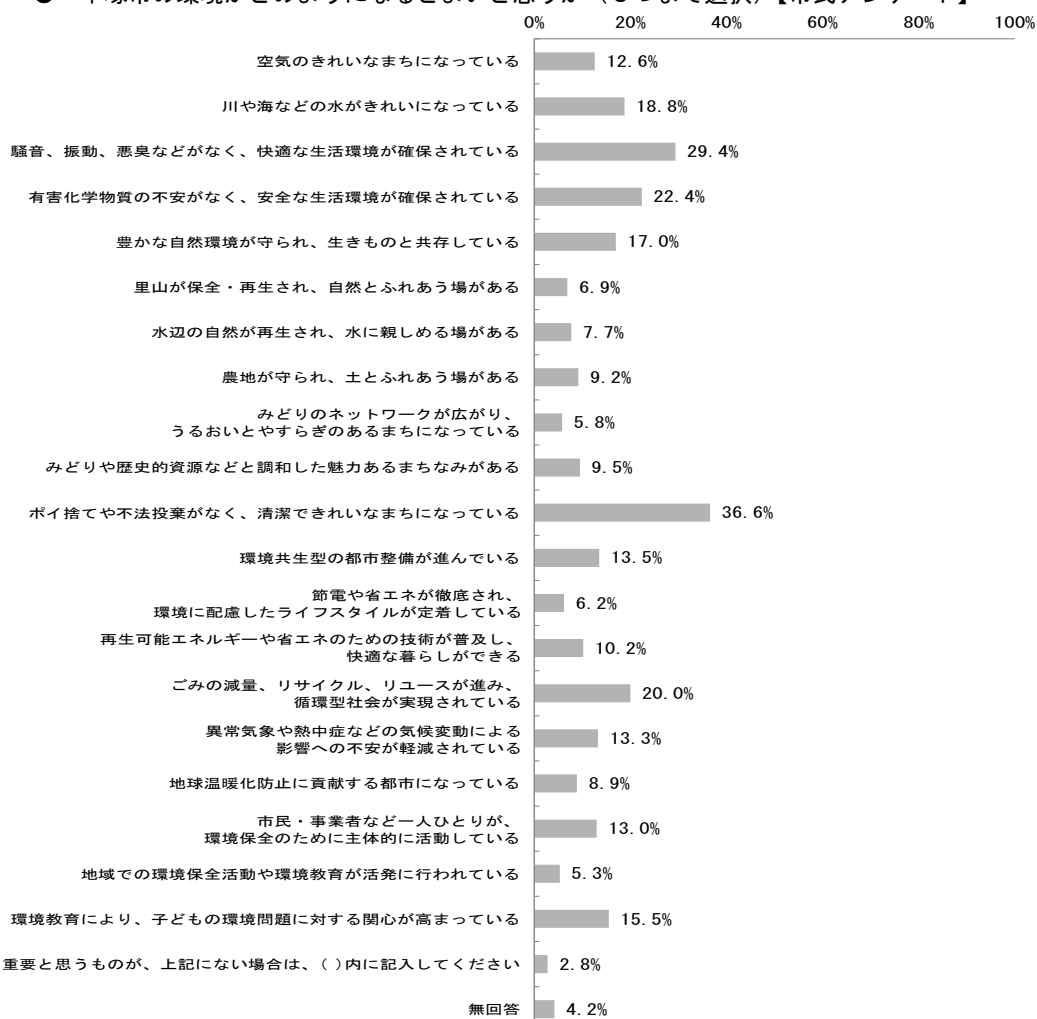
(n=899)

⑤ 平塚市の望ましい環境

望ましい環境に対する意向を聞いたところ、「清潔できれいなまち」のほか、「騒音、振動、悪臭などがなく快適な生活環境が確保されている」や「有害化学物質の不安がなく、安全な生活環境が確保されている」などが重視されています。また、その他の各環境の各分野に対する回答も多く、多様な意向があることがうかがわれます。

- ・ 市民に望ましい環境について聞いたところ、「ポイ捨てや不法投棄がなく、清潔できれいなまちになっている」(36.6%)や「騒音、振動、悪臭などがなく、快適な生活環境が確保されている」(29.4%)、「有害化学物質の不安がなく、安全な生活環境が確保されている」(22.4%)などが多く、身近な生活環境の確保に関わる項目が重視されていることがうかがわれた。
- ・ 続いて、比較的回答率が高かった項目は、「ごみの減量、リサイクル、リユースが進み、循環型社会が実現されている」(20.0%)や「川や海などの水がきれいになっている」(18.8%)、「豊かな自然環境が守られ、生きものと共存している」(17.0%)、「環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっている」(15.5%)であり、環境の各分野にわたっている。

● 平塚市の環境がどのようになるとよいと思うか（3つまで選択）【市民アンケート】



(n=899)

⑥ 身近な環境に対する満足度

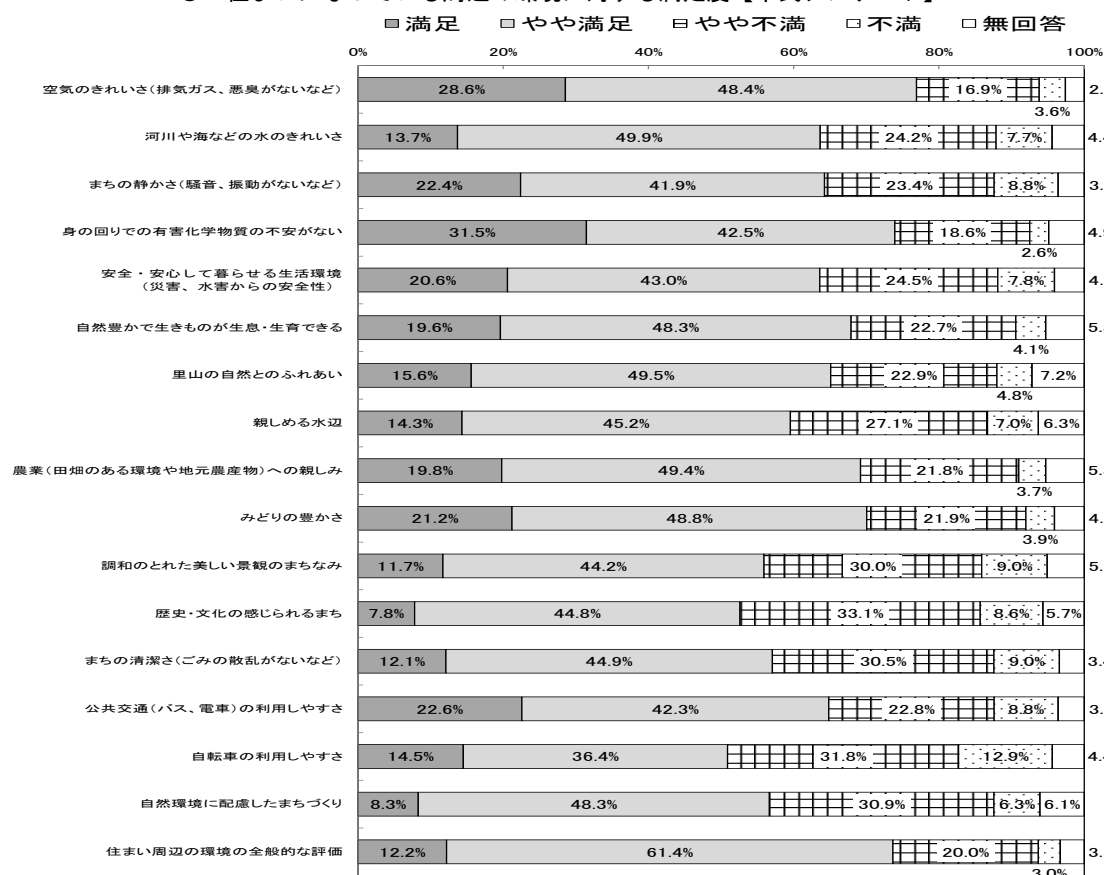
身近な環境に対する評価としては、「空気のきれいさ」「有害化学物質の不安がない」「みどりの豊かさ」に対する満足度が高いです。また、「河川や海などの水のきれいさ」「公共交通の利用しやすさ」「まちの清潔さ」については、満足度が上昇しています。

一方、「自転車の利用しやすさ」「歴史・文化の感じられるまち」「まちの清潔さ」は不満と回答する人が比較的多いです。10年程前からの変化を聞いたところ、「まちの清潔さ」は良くなったと感じる人が多く、「自転車の利用しやすさ」は悪くなったと感じる人が多いです。

<現在の環境に対する満足度（市民）>

- ・ 満足の回答（「満足」「やや満足」の合計）が多かった項目は、「空気のきれいさ」（77.0%）や「身の回りでの有害化学物質の不安がない」（74.0%）、「みどりの豊かさ」（70.0%）であった。
- ・ 不満の回答（「不満」「やや不満」の合計）が多かった項目は、「自転車の利用しやすさ」（44.7%）や「歴史・文化の感じられるまち」（41.7%）、「まちの清潔さ」（39.5%）であった。

● 住まいになっている周辺の環境に対する満足度【市民アンケート】



(n=899)

<10年程前との比較（市民）>

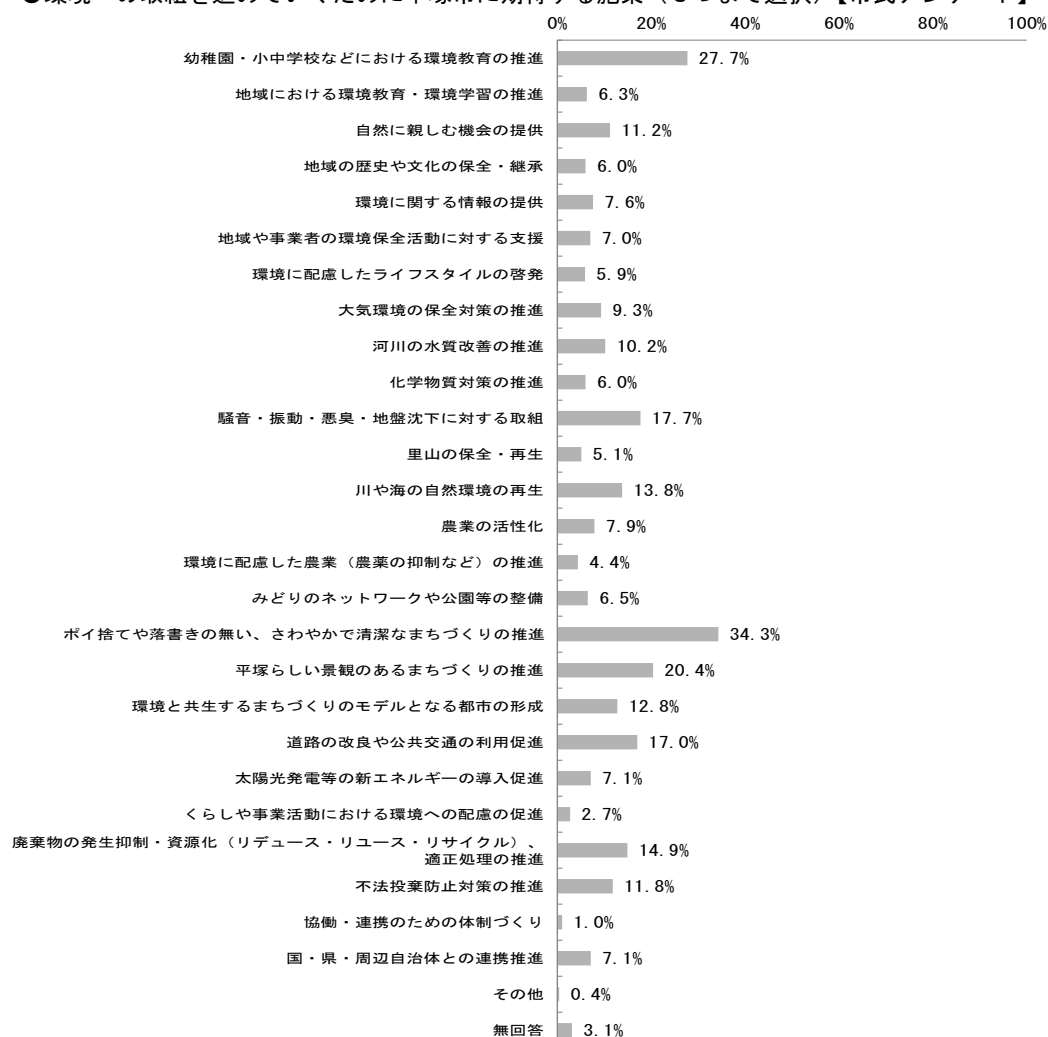
- ・ 良くなったと回答した人が多かった項目は、「河川や海などの水のきれいさ」（25.0%）や「公共交通の利用しやすさ」（17.3%）、「まちの清潔さ」（16.3%）であった。
- ・ 一方、悪くなったと回答した人が多かった項目は、「自転車の利用しやすさ」（25.7%）や「みどりの豊かさ」（20.8%）、「まちの静かさ」（19.0%）であった。

⑧ 市の環境施策について

市民、事業者及び団体の環境施策に対する期待を把握しました。

- 市民では、「ポイ捨てや落書きの無い、さわやかで清潔なまちづくりの推進」(34.3%)や「幼稚園・小中学校などにおける環境教育の推進」(27.7%)、「平塚らしい景観のあるまちづくりの推進」(20.4%)の回答率が比較的高かった。
- 事業者では、「低燃費自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車導入のための助成」(55.4%)「環境に配慮した設備改善や新エネルギー導入のための助成」(52.2%)といった設備・機器の導入のための助成のほか、「環境配慮行動に関するノウハウや情報の提供」(37.0%)の回答率が比較的高かった。
- 団体では、「幼稚園・小中学校などにおける環境教育の推進」(47.4%)や「自然に親しむ機会の提供」(21.1%)、「川や海の自然環境の再生」(21.1%)、「みどりのネットワークや公園等の整備」(21.1%)、「平塚らしい景観のあるまちづくりの推進」(21.1%)の回答率が比較的高かった。また、活動を行っていく上で行政に求めることとして、「活動費などの支援」(61.1%)や「他団体や企業等との連携支援」(44.4%)の回答率が比較的高かった。

●環境への取組を進めていくために平塚市に期待する施策（3つまで選択）【市民アンケート】



(n=899)

2 施行時特例市の指定と環境保全行政に関する事務について

平塚市は、地方分権の流れのなか地方自治制度の見直しを受けて、平成 27 年 4 月より、特例市としての事務を引き続き処理する「施工時特例市」の指定を受けました。

これにより、環境保全行政に関しては、次の事務が神奈川県から平塚市に移譲されました。

- ・ 一般粉じん発生施設の設置の届出受理
- ・ 汚染又は廃液を排出する施設の設置の届出の受理
- ・ 汚染土壌処理業の許可の申請の受理及び許可

3 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

平成 28 年 3 月 8 日、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

この改正は、平成 27 年 7 月に、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出したことなどを踏まえ、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じようとするものです。

改正された事項のうち、地方公共団体実行計画に関する内容は、次のとおりです。

- ① 都道府県及び市町村が策定することとされている地球温暖化対策の計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）について、単独で又は共同して策定する。
- ② 地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として定めるものとして、その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用及び都市機能の集約の促進を例示として加える。